

証明書のコンビニ交付をご利用ください

☎ 本庁舎市民課（6 番窓口） ☎ 0857-22-8111（鳥取市コールセンター） ☎ 0857-20-3909

マイナンバーカードを利用してコンビニなどで住民票などが取得できます（4 桁の暗証番号が必要）。

【コンビニ交付のメリット】

■お近くのコンビニなどで利用でき、市役所への来庁不要

- ・鳥取市内で利用できる場所
イオン・セブンイレブン・ファミリーマート・
ローソン・ローソンポプラ

■窓口より手数料がお得 取得できる証明書と手数料一覧

取得できる証明書	証明書交付手数料		請求対象者など
	市役所などの窓口	コンビニ交付	
住民票の写し	1 通 300 円	1 通 250 円	本人および同一世帯員のみ
印鑑登録証明書	1 通 300 円	1 通 250 円	本市で印鑑登録されている本人のみ
戸籍の附票の写し	1 通 300 円	1 通 250 円	本市に本籍がある本人および 同一戸籍構成員のみ ※現住所が本市以外の人も含む （現在のものに限る）
戸籍謄（抄）本証明書	1 通 450 円	1 通 350 円	
所得課税証明書	1 通 300 円	1 通 250 円	本人のみ（最新年度に限る）

■市役所が開庁していない早朝や夜間、休日でも利用可能

6:30 ～ 23:00（年末年始・システム休止日を除く）

※戸籍謄抄本および戸籍の附票の写しは、
平日 9:00 ～ 17:00

※「コンビニ交付」については本市公
式ウェブサイトをご覧ください。



！ 証明書の「コンビニ交付」停止情報

下記の日程で証明書の「コンビニ交付」を停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【コンビニ交付停止日】 3 月 27 日（木）終日

令和 6 年度住民税非課税世帯物価高騰対策給付金

☎ 鳥取市物価高騰対策給付金班 ☎ 0857-30-8250（専用ダイヤル）

令和 6 年度住民税が非課税の世帯に対し、「物価高騰対策給付金」を給付しています。その世帯内に 18 歳以下の児童がいる場合は「こども加算給付金」を上乗せして給付しています。

【対象世帯】

令和 6 年 12 月 13 日時点で本市に住民票のある世帯で、世帯全員の令和 6 年度分の住民税が非課税である世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。

【給付額】 1 世帯あたり 3 万円

※世帯内に 18 歳以下（平成 18 年 4 月 2 日～令和 7 年 3 月 31 日生まれ）の児童がいる場合は、1 人につき 2 万円を加算。

【給付を受けるには】

対象となる世帯には「物価高騰対策給付金支

給決定通知書」または「物価高騰対策給付金支給要件確認書」を発送しています。

▶「物価高騰対策給付金支給決定通知書」が届いた人

⇒ 給付を受けるための手続きは不要

▶「物価高騰対策給付金支給要件確認書」が届いた人

⇒ 内容を確認し、提出期限までに提出

なお、修正申告などにより、住民税非課税世帯に該当となった世帯は申請が必要となりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

【提出先】

郵送の場合：問い合わせ先まで

窓口の場合：本庁舎 6 階第 2 会議室

（物価高騰対策給付金受付窓口）

【提出期限】 令和 7 年 5 月 31 日（土）

令和 6 年度
鳥取市市民活動表彰

☎ 本庁舎協働推進課（27 番窓口）

☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919

1 月 16 日（木）、鳥取市市民活動表彰の表彰式を行いました。



◆奥田美喜子さん

演芸ボランティアとして、地域のふれあいサロンやデイサービス、高齢者施設で踊りや紙芝居を披露。小学校・保育園で読み聞かせ活動を継続的に行い、地域の福祉の増進に貢献されました。

◆鳥取女声合唱団

昭和 49 年に結成し、合唱（コーラス）の普及と向上を目指し活動。50 周年記念演奏会では多くの観客を魅了し、芸術文化の振興に貢献されました。

リフィル処方箋を
ご存じですか？

☎ 本庁舎医療費適正化推進室（13 番窓口）

☎ 0857-30-8227 ☎ 0857-20-3906

「リフィル処方箋」とは、症状が安定している患者に対し、医師の処方により医師および薬剤師の適切な連携のもとで、一定期間内に最大 3 回まで繰り返し使用できる処方箋です。通院にかかる時間や費用の負担軽減などのメリットがあります。

1 回目 通常の処方箋と同様に薬局で処方してもらい、処方箋が返却されるので大切に保管してください。

2 回目以降 医師の診察が無くても薬局で処方薬を受けることができます。

かかりつけ薬局を決めて、服薬状況や健康状態を管理してもらいましょう。対象外の薬もありますので、リフィル処方箋をご希望の場合はかかりつけ医にご相談ください。

Pick up
information
ピックアップインフォメーション

市民総合窓口の
臨時開庁・時間延長

☎ 本庁舎市民課（6 番窓口）

☎ 0857-30-8193 ☎ 0857-20-3909

市民総合窓口の休日開庁および時間延長についてお知らせします。3 月 30 日（日）は臨時開庁します。

日	月	火	水	木	金	土
3/9 開庁	10	11 延長	12	13	14	15
16	17	18 延長	19	20 (春分の日)	21	22
23 開庁	24	25 延長	26	27	28	29
30 開庁	31 ★	4/1 ★ 延長	2	3	4	5

開庁：休日開庁 8:30 ～ 17:15

延長：延長開庁 8:30 ～ 19:00

※休日および平日の延長開庁日は、市民総合窓口（本庁舎）のみ業務しています。

◎住所異動に伴う国民健康保険、転校手続きなどは、平日にあらためてそれぞれの担当窓口へお出かけください。

★混雑予想

3 月 31 日（月）と 4 月 1 日（火）は大変混雑することが予想されます。転出の場合は 1 カ月前から（3 月のみ）、転入・転居の場合は移り住んでから 2 週間以内であれば手続きできますので、混雑時期を避けた手続きをおすすめします。

■転出届は「マイナポータル」が便利です

マイナンバーカードをお持ちの人は、市外へ引っ越しする際には「マイナポータル」を利用して転出届をご提出ください。市役所へ来庁する必要がないので、おすすめです。

